



一般社団法人
品川法人会
広報誌



Kids Work Tax贈呈式の様子

<https://www.shinagawa-hojinkai.or.jp>

No.
591

2024年
2月10日発行

法人しながわ

確定申告はスマホから (詳細は8ページをご覧ください)

Contents

法人会ニュース	「品川税務署納税表彰式開催される」……………	2
	「青年部会年末研修会開催される」……………	2
	「女性部会税務研修会開催される」……………	3
	「大井東支部懇親会開催される」……………	3
	「Kids Work Tax贈呈式」……………	3
税務コーナー	「確定申告はスマホからがおすすめです！」……………	8
事務局から	「会員優待制度加盟店紹介」……………	9
	「突撃訪問 ~この店、どんなお店～」……………	9
話題の広場	「あまいあまい？」…青春の味、甘いかほろ苦いか、あるいはしょっぱいか…	10
都税だより	「個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です」…	11
ナンバープレース	「第23回クロスマッス正解発表、第71回ナンバープレース問題」…	12



品川法人会HPは
左QRコードより
閲覧できます

法人会

消費税期限内納付

推進運動

令和5年度 品川税務署納税表彰

令和5年11月17日(金)、きゅりあんに於いて「令和5年度納税表彰」が開催されました。
 西野品川税務署長より、適正な申告納税制度の確立と納税道義の高揚に尽力された方に表彰状ならびに感謝状が贈呈されました。
 当会からの受賞者は次の方々です。おめでとうございます。

国税庁長官表彰受彰者 東京国税局長表彰受彰者 品川税務署長表彰受彰者



廣瀬 隆博

顧問

千代田電気産業株式会社



大越 達夫

会長

旭光電機工業株式会社



石井 里美

理事

有限会社テックス・デザイン



奥谷 芳子

前理事

有限会社竿宗本店

品川税務署長感謝状受彰者



浅岡 裕貴

理事

株式会社浅岡鉄工所



早川 賢一

株式会社早川自動車整備工場



大島 美弥子

株式会社大島ゴム製造所

『日本文化と都市開発を見学』 ～青年部会年末研修会～



日本庭園を散策しました



お点前体験をしました

晴天に恵まれた令和5年12月7日(木)に青年部会年末研修会が開催されました。最初の研修先である八芳園では、八芳園自慢の日本庭園を案内していただきました。

綺麗な紅葉のなか説明を受けながら散策し、樹齢500年の盆栽などを見学しました。今回案内していただくまで、この庭園には神社があることも、その神社は商売繁盛の神社であることも知りませんでした。皆さま、機会がありましたら足を運んでみてはいかがでしょうか。

その後、お茶のお点前体験として先生の指導のもと、自分たちでお茶をたてるなどの日本文化にもふれました。

そして次の研修先の高輪ゲートウェイ駅へ向かい、品川開発プロジェクト「TAKANAWA GATEWAY CITY」についてお話を聞き、先進的な都市開発の取り組みについて学びました。

そしていよいよ忘年会へ！ 大森にある「だら毛」にて、総勢43名で美味しい料理と美味しい酒で今年を振り返りました。余興のドローンゲームは大いに盛り上がり、ゲームの勝者は景品でみな嬉しそうでした！ なかには新潟米20kgが当たった先輩がいましたが、翌日車で取りに来たとのことでした。

記 広報委員会 副委員長 北野善彦



先進的な都市開発について学びました



だら毛にて撮影した集合写真

『辻副署長の講演で一年を締める』 ～女性部会税務研修会～



講演される辻副署長



税務研修会の様子



昼食会は税務署の方とともに

令和5年12月11日(月)、品川法人会館において女性部会の税務研修会が開催されました。

講師にお招きした品川税務署の辻副署長より『国税庁発表「法人税等の調査事績の概要」を読み解く』をテーマに税務研修会をしていただきました。

税務研修会後は昼食会を開催。品川税務署からお越しいただいた皆さまとともに、クリスマスも近かったことから装飾のほどこされた部屋での華やかな昼食会となりました。

『伝統ある屋形船での懇親会』 ～大井東支部懇親会～



参加者全員での記念写真

令和5年12月11日(月)に大井東支部懇親会を「屋形船 船清」で開催、20名の方にご参加をいただき大盛況でした。新型コロナウイルスも落ち着きコロナ前の高揚感が漂うなか、美味しいお料理とお酒をいただき、会話もはずみあつという間の2時間でしたが楽しい時間を過ごしました。

我が街・品川は海の街でもあり、伝統ある屋形船での懇親会の開催は品川法人会ならではのイベントになります。今後も品川の素晴らしい伝統を継承していく上でも、皆様もぜひ屋形船をご利用ください。

記 支部長 吉村 義之

『区長に収益を寄附しました』 ～青年部会 Kids Work Tax 贈呈式～

1月9日(火)、品川法人会青年部会は品川区役所にて品川区への贈呈式を行いました。

Kids Work Taxでの活動で出た収益をどのようにするか話し合った結果、物品ではなく寄附という形で、防災など区の事業に活用していただくようお願いして参りました。

寄贈式当日は昨年の Kids Work Tax に参加していただいた7人の児童にも出席していただきました。

唐澤青年部会長が挨拶をし、久保税制部長が令和5年度の Kids Work Tax についての報告をしたのち、代表として加藤心々海さんと松田陽翔くん、森澤品川区長へ活用の嘆願書の読み上げ、目録の贈呈を行っていただきました。

なお、当日はケーブルテレビ品川の撮影のほか、品川区のホームページにも取り上げていただいています。



挨拶をする唐澤青年部会長



報告をする久保税制部長



森澤区長と加藤心々美さん

『品川・荏原両法人会が税制改正要望活動を実施』



森澤区長へ要望書を提出する神野委員長

税制委員会では全法連理事会で「令和6年度税制改正に関する提言」が決議されたことを受け、荏原法人会とともに国と地方自治体に対し、税制改正要望活動を実施しました。

令和5年12月18日(月)に石原衆議院議員、12月21日(木)に森澤区長ならびに渡辺品川区議会議員におうかがいし、品川区のふるさと納税の返礼品拡充等の意見交換をしました。(要望内容〈要約〉は下記の通り)

※提言事項の全文は全法連ホームページ

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/> をご覧ください。

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

法人税関係

(1) 交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2) 賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

①原則的なルール

税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乘せされます。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乘せ5%	上乘せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるばし、子育て支援はプラチナくるみんが要件

②従業員数2,000人以下の法人向けルール

青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乘せ5%	上乘せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるばし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件

③中小企業向けルール

資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
1.5%以上	15%	上乘せ5%	上乘せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるばし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4) イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。

青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の賃付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5) 法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法が②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6) 外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7) 倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1) 事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は 一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1) 定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2) 適格ストックオプション税制の改正

- ① 適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしななければならないとの要件が不要とされます。
- ② 年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。
 - (イ) 設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。
 - (ロ) 設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。
- ③ 中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。
- ④ 権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4) 住宅ローン減税の改正

認定住宅等取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。

- ① 40歳未満であって配偶者を有する者
- ② 40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対

応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期間を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1) プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2) 国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

- ① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。
- ② 新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。
- ③ 特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3) 国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4) 高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6) 登録申請書の提出期限の変更

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

企業の皆様の経営をインターネットを通じてサポートします。

インターネット セミナー

品川法人会の
ホームページより
ご覧いただけます
無 料

お薦めプログラムのご案内

インターネット・セミナーは、インターネットでセミナー映像を視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。



いつでも
24時間いつでも
受講できます!



どこでも
会社・自宅・出先
どこでもOK!



好きなだけ
気になるセミナーを
自由に選べる!

映像と音声による本格的なセミナー! さまざまな情報が満載!

●使いやすいサイトデザイン ●高画質「ハイビジョン」サイズ! ●PC・Mac・Android・iPhone対応

*掲載内容は予告なく変更する場合がございます。

こんな方に最適です

**セミナーは受講したいけど
忙しくて時間がない!**

24時間いつでも
ご利用いただけます。

**継続的に社員研修を
行いたい!**

勉強会(社内研修)などに
ご利用いただけます。

**受講したいセミナーが
開催していない!**

700本以上の豊富なラインアップ
から自由に選べます。

一流の講師陣による豊富なセミナーが満載



■経営 ■実務家 ■労務 ■税務・経理 ■法律 ■政治・経済 ■研修・人材育成 ■著名人 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル

品川法人会よりインターネットセミナーのご案内

一般社団法人 品川法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://www.shinagawa-hojinkai.or.jp/>

品川法人会 検索で検索いただけます

インターネット・セミナー

いつまでも美味しく食べる 歯の健康セミナー

中高年のための歯のケアとメンテナンス

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは 会員ID: **hj0125** パスワード: **7449**

ID・パスワードは 会員ID: **hj0125 パスワード: **7449****

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

<p>お勧め</p> <p>どうなる 2024年の日本経済</p> <p>大阪経済大学特別招聘教授 / 経済評論家 岡田 晃</p>	<p>お勧め</p> <p>基礎からわかる「インボイス制度の概要と電子帳簿保存法のポイント」 令和5年度制度改正 対応版</p> <p>公認会計士 コンサルタント 川口 宏之</p>	<p>お勧め</p> <p>販売拡大に向けた 最新消費トレンドセミナー</p> <p>一般社団法人ギフト研究所 主筆 / 株式会社創造開発研究所 主席研究員 渡部 数俊</p>
---	--	---

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	存在感で差をつける！ 印象マネジメント講座 入門編	長島 佳美	49分	一般経営	事業承継で地場産業を活性化 ～地方から日本を元気に～	小池 俊	45分
	スポーツ実況アナウンサーが教える！ 「伝わる」コミュニケーション術	河村 太郎	43分		中小企業の次なる一手 M&A を活用した成長戦略	和田 誠也	36分
	あなたの会社は何点？ 働き方改革 整理整頓プロジェクトで生産性アップ！	藤岡 聖子	40分		新しい株式市場 東証TOKYO PRO Market とは	神田 邦夫	33分
	刑事メンタルで ピンチをチャンスに（10）	森 透匡	4分		現代に活かす「戦国大名」 失敗の研究 第5編 石田三成 企画と実行の隙間にあるもの	瀧澤 中	60分
	赤坂璃宮の元教育担当者が語る スタッフの士気を高める「教育の極意」	佐野 由美子	59分		市場を理解する簡単テクニック ～誰でも実践できる調査の初歩～	橋本 規宏	29分
法律	会社を護れ！ 様々な労働問題にズバリお答えします 【3.ハラスメント・労災について】	米澤 章吾	12分	NEW 小さな会社のための 改正電子帳簿保存法対応セミナー 公開期限：2024年3月末	塩野 貴之	80分	
ライフスタイル	NEW 知れば安心！ 老後のマネー術	中島 典子	49分	経理・財務	初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
	NEW 犯罪者に狙われにくい生活のコツ 第1回 簡単防犯対策	森 雅人	8分	労務	人が育つ！定着する！ 『新標準の人事評価』	安中 繁	36分
	NEW こころのサポーター ゲートキーパーとは	竹田 葉留美	27分	経済 政治	SDGs入門講座 ～親子でできる・家庭でできるSDGs～	福田 多美子	45分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは一般社団法人 品川法人会事務局まで **TEL:03-3474-7449**



確定申告はとっても便利な♪ スマホからがおすすめです！

スマホ申告に必要なもの

マイナポータルアプリ マイナンバーカード



+

または
ID・パスワード



+



マイナンバーカード読取
対応のスマートフォン

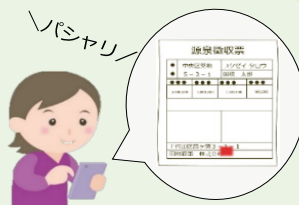


※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

ICカードリーダー不要！

カメラで給与所得の源泉徴収票を自動入力

あとは画面の案内に沿って入力するだけ※



※ 読み取り後、正確に入力されているか、ご確認をお願いします。

自宅でe-Taxのメリット

添付書類



不要※

アクセス時刻



24時間
いつでも

還付金



早期
還付

※一部の書類は除きます ※メンテナンス時間を除きます

3週間程度で還付！
書面提出の場合は1か月半程度で還付

「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー



対応ブラウザを確認

iPhoneの方



Androidの方



※ 上記以外のブラウザの場合、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています



「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です

～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・医療費控除
 - ・住宅ローン控除
 - ・マイナポータル連携
- など

確定申告 動画



チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

会員優待カードを提示いただくと大変お得なサービスを提供していただけるお店・企業を当誌にて順次紹介しております。

今回は大井にあります「龍 刀削麺」さんを紹介させていただきます。

【龍 刀削麺】

大井町駅から徒歩6分ほどの場所にある「龍 刀削麺」はザーサイやチャーシュー、北京ダックに酢豚、小籠包、ゴマ団子などといった中華料理を注文できます。

また、2時間飲み放題付コースは3,780円（税込）から用意されています。



住所：品川区大井 4-1-3
宗輝ビル 1F

ランチ

11:00 ~ 14:30

ディナー

17:00 ~ 23:30

※月曜定休日

電話番号 3771-8868

会員特典（精算時に会員カードをご提示ください） 1回のご利用が2,000円以上で10%割引
（※ランチタイム・出前は対象外 お支払いは現金のみ）



メニュー（一例です）

五目チャーハン 950円

激辛麻婆豆腐 1,280円

ニラと玉子炒め 880円

水餃子 550円

青島ビール 610円

ほか

突撃訪問 ～このお店、どんなお店～

このコーナーでは品川法人会に入会されている企業・店舗をアトラダムに訪問し、お仕事の内容やサービスをご紹介します。

今回は目黒区自由が丘にある「希うルーヴル」さんを訪問しました。

希うルーヴル

自由を愛する人の街、自由が丘。ここに、55年目を迎えるお店あります。

店名は「希（こいねが）うルーヴル」。オーナーは4年前に変わりましたが、お店の名前はそのまま引き継いだそうです。

1月16日におとずれた際、和服で出迎えてくれたのは、55年間カウンターに立ち続ける孝江ママ。クラシックな絵画がいくつも飾られている大人の社交場で、自由が丘の著名人にまつわる歴史を教えてもらうこともできました。

孝江ママはカラオケが大好きなので、「歌声を披露して欲しい」とお願いすると笑顔でリクエストに応じてくれました。女性がひとりでも安心して立ち寄ることができ、憩いの場としてもお勧めです。



孝江ママと北野副委員長の
ツーショット

自由が丘駅を降りたら、かならず立ち寄ってほしい素敵なラウンジです。

ひとりでゆっくりするもよし、仲間とわいわい騒ぐもよし、あなたのお気に入りの居場所としてぜひ、訪れてみてください。 記 広報委員長 新井秀治

希うルーヴル（日曜祝日定休）

東京都目黒区自由が丘 1-25-5 2F

TEL...03-3717-5368

営業時間...18:00 ~ 22:00

ディナー価格...5,000円～



店内の様子

突撃訪問させていただける品川法人会
員様を募集しています。

詳細につきましては品川法人会ホーム
ページをご覧ください。

（※右記QRコードよりジャンプできます）





話題の広場

あまいあまい？

青春の味、甘いかほろ苦いか、
あるいはしょっぱいか

2/14はバレンタインデー。男子にとっては一年で一番ソワソワする日だったが、現代はどうだろうか。

短編小説：『2番目のチョコレート』



美貴が東京から転校してきたのは、たしか小学五年生のときだった。白い服を着ていたので、私の通っていた小学校の制服からすると夏ごろだったろう。

その白い服よりも白い肌、すらりと長い手足、そして実在していると思えないほどきれいな顔立ちに衝撃を受けた。その日から学年中のほとんど、大げさに言えば学校中の男子が、彼女のことを好きになった。

私は小学2年生からメガネをかけ、小太りでかけっこも遅く（これは小学生にとって重要な評価基準）、気も弱かったので、いわゆるスクールカーストでは最下層。教室でも校庭でも、隅っこで息をひそめていた。幼稚園の頃は平気だった女子との会話も、ほとんどできなくなっていた。自分のような者に話しかけられたくないと思われている、そう思っていた。

美貴はクラスの女子に馴染んでいるという風でもなかったが、それを意に介してもいないように見えた。少し後にやはり東京から転校してきた女子と、いつも楽しそうにしていた。スクールカーストなども気にしていない。

そんな彼女だからなのか、美貴は不思議とよく私に話しかけてきた。天真爛漫な彼女には、話しかけられて照れている私をからかうような気持ちも少しあったかもしれない。しかし明確な悪意のようなものは、少なくともその時の私には感じられなかった。当時放送されていたドラマの登場人物「あんちゃん」に私の雰囲気似ているから、との理由で、彼女とその友達、合わせて二人からは「あんちゃん」と呼ばれるようになった。

やがて美貴には好きな男の子ができた。なぜ知られてしまったのかはおぼえていないが、もはや公然の秘密になっていた。運動神経が良くて面白い、スクールカースト上位の男子だ。

美貴に好きな男がいることに全く無関心だったわけではないが、最下層の自分に関与できるようなこ

とでもなく、はじめはそれほど意識もしていなかった。それよりも「あんちゃん！」と喋って話しかけられる時間が、あいかわらず照れ臭くも楽しかった。

2月14日。バレンタインデーは、私にとって普段あまり買ってもらえないチョコレートをあわよくば買ってもらえる日、というものだった。義理チョコの風習もそんなに定着していない時代だったし、自分がクラスメイトからチョコをもらうということの現実味は全くなかった。

そんなこともあって、美貴からチョコを差し出されたときは心から驚いた。5cm四方くらいの白い箱に、水色のリボンがかけてある箱を受け取りながら、私は余計なことを聞いた。

「染谷君のことが好きなんじゃないの？」

すると彼女はほんの少し間を置いて、

「うん。でもあんちゃんのことは、2番目に好き。」

と言った。

余計なことを聞いた私は、その後、余計なことを考え始めた。光そのもののような彼女と話ができるだけで至福であったし、まして2番目というのは当時の私にしてはあり得ないほどの好位置だったはずだ。それなのに、考えてしまった。2番目という位置。

数日後には、美貴と染谷君が付き合い始めたという噂が聞こえてきた。当時の小学生の男女交際といったら、交換日記をするくらいのお互いの他愛のないもので、関係性も脆いものだ。しかし私が感じていた1番と2番との断絶は、ゆるぎないものとして認識させられた。

この想いは届かない。届かないのであれば、忘れるしかない。

短慮で、浅はかで、卑怯な私は、その後彼女を避けた。やがて彼女も私の近くに来ることはなくなった。私は自ら、光を遠ざけてしまった。

その後、美貴と私は同じ中学に進んだが、会話をすることはなかった。少し離れて見かけた彼女は、運動部に入って日焼けをし、少したくましくなっていた。

※この物語はフィクションです。実在の人物・団体・事件とは一切関係ありません。

たまにはあの頃に戻って

バレンタインデーは、現代の若者たちの間では義理チョコ、友チョコなどが主流になり、恋のイベントではなくなっていると聞く。しかし、せっかくのチャンスでもある。大事な人生の伴侶に、または意中のあの人に、思いを伝えてみるのはいかがだろうか。 記 鈴木 克博



ー都税についてのお知らせー

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。）。

＜寄附金税額控除の対象となる寄附金＞

1 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

※令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税」（特別控除）の対象外となります。

なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。また、その他の地方自治体については、各自治体へお問い合わせください。

2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

- ・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。
- ・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

【お問合せ先】

- 確定申告の手続について・・・管轄の税務署
- 住民税申告の手続について・・・お住まいの区市町村
- ふるさと納税の手続等について・・・寄附先の自治体
- 都の条例指定寄附金について・・・主税局課税部課税指導課 03-5388-2969
- 区市町村の条例指定寄附金について・・・お住まいの区市町村



主税局HP（個人住民税の寄附金税額控除）

2～3月の主な行事

日程	時間	行事	場所	日程	時間	行事	場所
2/21 (水)	14:00	税制講習会	品川法人会館	3/21 (木)	13:30	決算法人説明会	きゅりあん
3/19 (火)	14:00	印紙税研修会	品川法人会館	3/22 (金)	13:30	決算法人説明会	きゅりあん

編集後記



編集後記を書くにあたって、「私にとっての品川法人会とは」を考えてみました。法人会に加入してから既に23年経ちました。品川には支社があるだけで、ここを紹介してくれた先輩以外は全く知り合いませんでした。

そこで、年齢も近く仲間も作りやすいというアドバイスから青年部会に入会して、時間の許す限り事業に参加しました。最初は事業に出席してただけでしたが、ある時から事業に参画するようになり、そこでやっと品川法人会に仲間入りができるようになりました。

以前、ある団体の先輩から知人・友人・仲間の違いについて教えられたことがあります。

知人は以前から面識があったり名刺交換などで名前や職業くらいは知っていたりする人。友人はそこから酒やゴルフなどを通して一緒にいて気楽で楽しい時間を過ごせる人。そして仲間は、ある目標に向かってともに苦勞するなかで、互いに人間として成長したりつまずいたりして支えあえる人。

40歳を超えて仕事以外での仲間づくりはなかなか難しいのではないのでしょうか。法人会にはその仲間づくりのチャンスが平等にあります。どう思いますか？

記 広報委員会 副委員長 辻井祐幸

◆令和5年12月31日現在 会員数2,259社

お客様応援企業をめざす

城南信用金庫



営業部本店 ☎03-3493-8111 ……〒141-8710 品川区西五反田7-2-3
 品川 ☎03-3471-3171 ……〒140-0004 品川区南品川1-4-25
 大井 ☎03-3774-1051 ……〒140-0014 品川区大井1-6-10
 荏原 ☎03-3786-1131 ……〒142-0054 品川区西中延1-4-16
 大崎 ☎03-3491-8771 ……〒141-0032 品川区大崎2-6-11
 西大井 ☎03-3773-8511 ……〒140-0015 品川区西大井1-3-3-101
 立会川 ☎03-3298-3341 ……〒140-0013 品川区南大井4-6-1

さわやか信用金庫



そうだ！さわやか信金に聞いてみよ！

経営者のみなさま
 お悩みごとはいませんか？
 お気軽にご相談ください。



第71回

ナンバープレース



今回の問題は、ナンバープレースです。皆様のご応募お待ちしております！

以下のルールに従ってナンプレを解き、A～Dのマスに入った数字を順に教えてください。

- ルール**
- ❶ タテ9列、ヨコ9列のどの列にも1～9の数字が1つずつ入る。
 - ❷ 太線で囲まれた3×3の9マスのどのブロックにも1～9の数字が1つずつ入る。

正解者の中から抽選で5名の方に
クオカード1000円分をプレゼント！

4		9				7		3
	A						B	
8			6		5			2
		6		1		8		
			4		2			
		5		3		9		
7			3		8			6
	C						D	
9		2				4		5



A	B	C	D

出題 西尾 徹也

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③自宅住所④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号⑦当誌に対するご感想を明記の上、〒140-0004 東京都品川区南品川2-7-6 一般社団法人品川法学会事務局までお送り下さい。なお、締め切りは2024年2月29日(木) <消印有効>とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。

590号 第23回 クロスマス 正解発表

7	-	5	÷	1 _A	=	2
+		×		+		
4	+	2 _B	-	6	=	0
+		-		-		
9 _C	×	8	÷	3	=	24
=		=		=		
20		2		4		

こたえ

A	B	C
1	2	9

応募総数 14 通

正解者数 14 通

■厳正な抽選の結果、下記の方々にクオカードをお送り致します。おめでとうございます。

滝澤 考 (株)大
藤江 京子 (株)コフオブジエ
山口 幸子 (株)YAMAプランニング

芥川 禎子 池田印刷(株)
濱田 恵美 オーエム興業(株)

【順不同、敬称略】

次回の第592号は、2024年4月に発行となります。